重点的協議事項「コロナ禍の青少年への影響や近年の課題と今後の施策の方向性」

1 児童福祉審議会社会環境部会での検討の経緯

(1) 令和4年度

神奈川県条例の見直しに関する要綱に基づき令和3年度に行った「神奈川県青少年保護育成条例」の見直し検討作業の中で、「現時点では青少年を取り巻く社会環境については、コロナ禍で見えていない部分があると推察される」との意見が出たことから、令和4年8月~令和6年7月までの重点的協議事項として「コロナ禍の青少年への影響や近年の課題と今後の施策の方向性」を選定した。

(2) 令和5年度

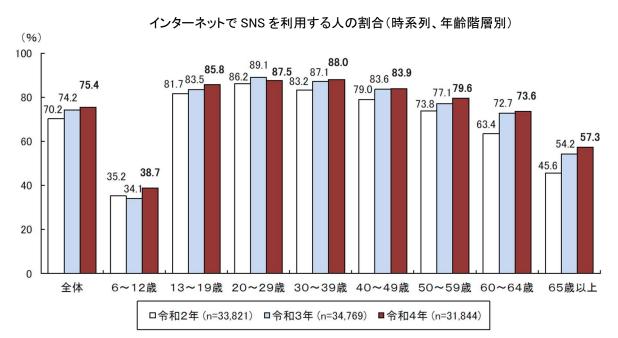
第1回社会環境部会では、コロナ禍における青少年への影響だと考えられる事 象や近年の青少年関連の話題を幅広く取り上げ、整理した。

その中で、コロナ禍を経てますますインターネットや SNS の利用時間・利用機会が増え、低年齢のうちから、そうしたツールが子どもたちの生活に浸透していることがわかった。

これらを介して性犯罪等の被害に遭う危険の増大が懸念されるため、オンライングルーミングといった新たな手口についても情報収集を行い、被害の実態等を把握するとともに、神奈川県青少年保護育成条例に基づく取組として対応できることがないか検討することとしたい。

2 SNS (ソーシャルネットワーキングサービス) の利用実態

(1) SNS を利用する人の割合(全年代)



(R4 総務省 通信利用動向調査(世帯編))

(2) 主な SNS の種類

種類	特徴	16~29 歳の主な利用用途
LINE	主にチャット・電話・ビデオ通話により、リア	「友人・知人とやり取りをす
	ルの友人・知人との交流、連絡に使用。	る、投稿を見る」が9割以上。
X (Twitter)	140 文字以内の文章を投稿する。特に拡散性が	
	ある。複数のアカウントを設定できる。(匿名ア	「友人・知人とやり取りをす
	カウントも多数存在。)	る、投稿を見る」のほか、「投稿
Instagram	写真・動画をメインに投稿し、ユーザー同士で	する」、「検索・情報収集をする」
	共有。Facebook など他の SNS と連携することで	が多い。
	拡散性が高まる。	
TikTok	ショートムービーを投稿・共有。動画保存機能	
	あり。拡散力高い。	

(3) SNS の種類別利用率(全年代)

- ・年代別 SNS 利用率を確認すると、10 代は Twitter や Instagram、TikTok の利用率が他の年代と比べて多い。
- ・友人や知人とやりとりをする LINE に加えるかたちで、複数の SNS を利用している人が多い。

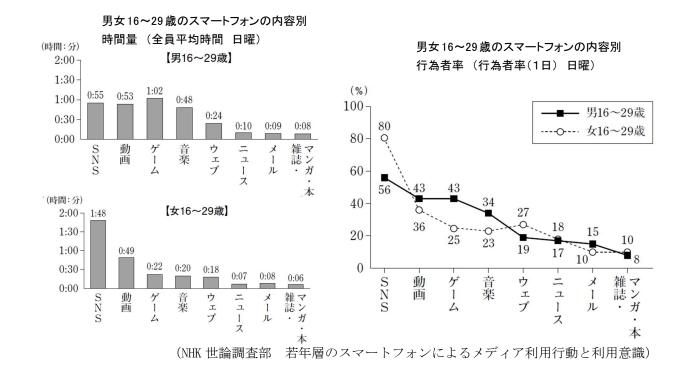
主なソーシャルメディア系サービス/アプリ等の利用率(全年代・年代別)

	全年代(N=1,500	10代(N=140)	20代(N=217)	30代(N=245)	40代(N=319)	50代(N=307)	60代(N=272)	男性(N=760)	女性(N=740)
LINE	94.0	93.6%	98.6%	98.0%	95.0%	93.8%	86.0%	91.3%	96.8%
Twitter	45.3	% 54.3%	78.8%	55.5%	44.5%	31.6%	21.0%	44.3%	46.2%
Facebook	29.9	% 11.4%	27.6%	46.5%	38.2%	26.7%	20.2%	31.6%	28.2%
Instagram	50.1	% 70.0%	73.3%	63.7%	48.6%	40.7%	21.3%	41.4%	58.9%
mixi	2.0	% 2.9%	1.8%	4.1%	1.6%	1.6%	0.7%	2.8%	1.2%
GREE	1.4	% 2.9%	2.8%	2.4%	0.3%	1.0%	0.4%	1.4%	1.4%
Mobage	2.1	% 6.4%	2.8%	4.1%	1.3%	1.0%	0.0%	2.8%	1.5%
Snapchat	1.7	% 4.3%	3.7%	2.9%	0.9%	0.7%	0.0%	1.7%	1.8%
TikTok	28.4	66.4%	47.9%	27.3%	21.3%	20.2%	11.8%	25.7%	31.2%
YouTube	87.	% 96.4%	98.2%	94.7%	89.0%	85.3%	66.2%	89.9 <mark>%</mark>	84 <mark>.</mark> 2%
ニコニコ動画	14.9	% 27.9%	28.1%	17.1%	9.1%	10.4%	7.7%	19.7%	10.0%

(総務省 令和4年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査 報告書)

(4) 男女の利用実態の違い

・スマートフォンの利用内容に男女の違いが見られ、16~29歳では、男性は SNS・ 動画・ゲームがほぼ同程度であるのに対し、女性は SNS の利用が特に高い。



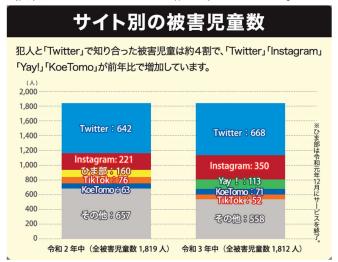
(5) 青少年の SNS 利用の実態

- ・若年層では、複数の SNS を組み合わせて利用することで、従来 SNS 以外で行われていた検索・情報収集や、動画視聴、ニュースを見ることなど、様々な行動が SNS を通じて行われている。
- ・また、LINE などによるリアルの友人等とのコミュニケーションのほかに、X(旧 Twitter)や Instagram などにより、会ったことの無い人とインターネット上で 趣味等の情報収集や情報交換が可能。
- ・SNS は、青少年の利用頻度・利用時間ともに高く、また、自身の趣味・趣向等を 発信していることから、悪意ある大人にとって、共通の話題で会話をするなど によりターゲットにする子どもを見つけやすくなっているものと考えられる。

3 SNS に関連する青少年の被害等

(1)被害児童が多い SNS

・被害のあった SNS の内訳は次のとおり。



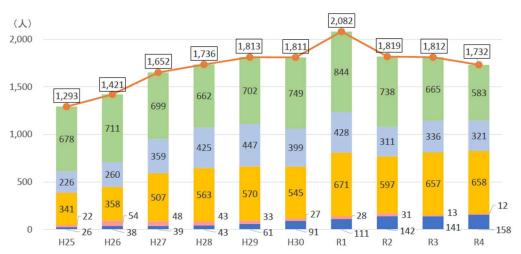
(警察庁・文部科学省 啓発資料 「守りたい 大切な自分 大切な誰か」より)

(2) SNS に起因する事犯の推移等

・SNS に起因する事犯(青少年保護育成条例違反、児童買春、児童ポルノ等)の 被害児童数は高い水準で推移している。





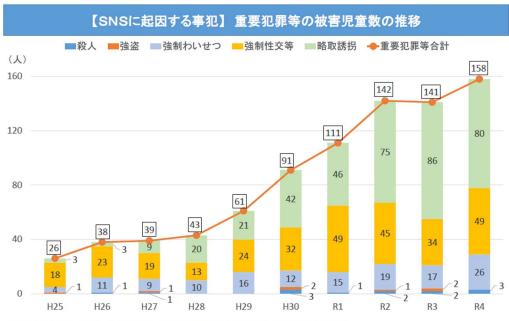


- ※ SNSとは、多人数とコミュニケーションを取れるウェブサイト等で、通信ゲームを含む(届出のある出会い系サイトを除く)
 ※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面譲のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯
- ※ 対象犯罪は、児童福祉法達反、児童買者・児童ボルノ禁止法達反、青少年保護育成条例達反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐、人身売買、 強制わいせつ、逮捕監禁

令和4年におけるSNSに起因する事犯の被害児童数は、1,732人であり、前年からは4.4%減少したものの おおむね横ばい状態であり、依然として高い水準で推移している。

(警察庁資料(なくそう、子供の性被害 HP より))

・SNS に起因する重要犯罪(殺人、強盗、強制わいせつ、強制性交等、略取誘拐) は近年急激に伸びてきている。

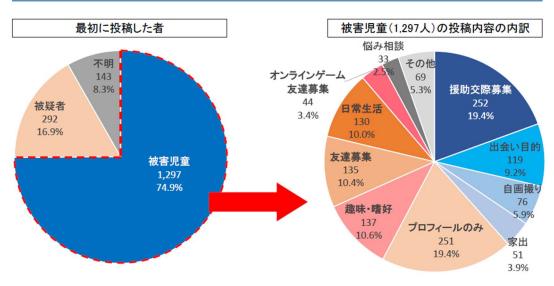


- ※ SNSとは、多人数とコミュニケーションを取れるウェブサイト等で、通信ゲームを含む(届出のある出会い系サイトを除く)
 ※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面譲のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯
 ※ 対象犯罪は、児童福祉法達反、児童賈春・児童ボルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐、人身売買、強制わいせつ、逮捕監禁)

令和4年におけるSNSに起因する事犯のうち、重要犯罪等の被害児童数は、158人であり、前年から12.1% 増加した。

- ・SNS に起因する事犯は、被害児童側が発信したものが発端となった事例が約75% を占めている。また、その投稿の中身を見ると、「プロフィールのみ」や「趣味・ 嗜好」、「友達募集」、「日常生活」などに関するものも多い。
- ・青少年にとって、生活に密着した身近なツールとして気軽に SNS を利用する中 で、意図せざるかたちで犯罪被害に遭ってしまうことが考えられる。

【SNSに起因する事犯】最初に投稿した者と投稿内容の内訳



- 投稿には、文章や画像、動画のほか、ライブ配信等を含む。 投稿内容は、被害児童からの関き取りによるもの。 SNSとは、多人数とコミュニケーションを取れるウェブサイト等で、通信ゲームを含む(届出のある出会い系サイトを除く) SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面譲のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯

※ 対象犯罪は、児童福祉法達反、児童資券・児童ポルノ禁止法達反、青少年保護育成条例達反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐、人身売買、強制わいせつ、逮捕監禁)

令和4年におけるSNSに起因する事犯の被害児童と被疑者が知り合うきっかけとなった最初の投稿者の 割合は、被害児童からの投稿が74.9%を占める。被害児童の投稿内容の内訳は、「プロフィールのみ」や 「趣味・嗜好」、「友達募集」、「日常生活」、「オンラインゲーム友達募集」で半数以上(53.7%)を占める。

(警察庁資料(なくそう、子供の性被害 HP より))

構成比は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計が必ずしも100%とは限らない。

4 最近の話題・トピック

(1) オンライングルーミング

(オンライングルーミングの手口)

- ・初めは趣味・嗜好などから、子どもの投稿にコメントをして交流を開始し、親密 になったら、閉鎖的な空間でのコミュニケーションに移行する。
- ・スマートフォンという携帯型端末を用いることで、身体・容姿、友人関係の悩み などきわめて個人的なやりとりを行うことができ、親密性が加速する。
- ・その結果、子どもは相手から性的な要求をされ始めても、これまでの良好な関係 性を壊したくないという思いから断りづらくなってしまう。
- ・こうしたやりとりを通じて得た個人情報等を暴露したり、拡散したりすることを ほのめかすことで、よりハードな要求をするようになる場合もある。最悪の場合、 子どもが相手から呼び出されて連れ去りや強制性交等、強制わいせつ等の被害に 遭うこともある。

こうしたグルーミング行為への対応として、令和5年7月 13 日に施行された 改正刑法により、16 歳未満の者に対して、5 歳以上年長の者が、わいせつの目的 で、威迫、偽計、利益供与等の不当な手段を用いて面会を要求する行為または性 交等をする姿態、性的な部位を露出した姿態などをとってその写真や動画を送る ように要求する行為が処罰されることになった。

(2) 闇バイト

- ・SNS やインターネットの掲示板などで、仕事の内容を明らかにせず、高額な報酬 の支払いを示唆するなどして犯罪の実行者を募集するもの。簡単に高収入を得られるバイトとして青少年が犯罪に加担してしまう危険がある。
- ・途中で気付いても、入手した個人情報を基に、少年を執拗に脅迫し、恐怖心を植 えつけることで、少年が犯罪に加担することを断ったり、犯行グループから離脱 したりすることを阻止し、少年の家族に脅しがある事例もある。

こうした状況を踏まえ、警察庁では令和5年7月、政府インターネットテレビによる啓発動画の掲載や、非行防止・広報啓発活動従事者用の資料「犯罪実行者募集の実態 ~少年を「使い捨て」にする「闇バイト」の現実~」の掲載等により注意喚起を進めている。

また、警察庁で運用しているインターネット・ホットラインセンター (IHC*) では従来から「重要犯罪密接関連情報」として拳銃等の譲渡や爆発物・銃砲等の製造、殺人、臓器売買など7項目を取扱情報として位置付けていたが、令和5年9月、「ホットライン運用ガイドライン」を改定し、8項目めとして「犯罪実行者募集情報」を追加した。

神奈川県においても、犯罪への加担防止も含めた特殊詐欺に係る犯罪や被害を防止するため、県警察や関係団体などと共同で啓発動画やチラシを作成している。

※IHC: インターネット利用者等から、違法情報、重要犯罪密接関連情報、自殺誘引等情報に関する通報を受理し、警察への通報、ウェブサイトの管理者等への削除依頼等を行う機関





(3) モデル・アイドル活動

モデルやアイドル等の勧誘を装った声かけ等をきっかけに、若年層の女性が性 犯罪に巻き込まれるといった問題が生じている。

モデルやアイドルの募集は SNS 上でも多く書き込みがなされている。 SNS で知り合った相手と会うことへのハードルが低くなっている中、悪意のある人物等が撮影目的を装って女性に近づく恐れがある。

(内閣府「R4 若年女性の性暴力被害等に関するインターネット調査」)

- ・事前調査回答者 20,000 人 $(15\sim39$ 歳) のうち約5人に1人がモデル・アイドル等の勧誘をされたことがあり、そのうち約4人に1人が勧誘に応じている。
- ・モデル・アイドル等の勧誘に応じた、又は募集広告に応募した経験がある 2,575 人のうち、「聞いていない・同意していない性的な行為等を求められた経験」が ある人は 402 人(約6人に1人)。
- ・このうち 112 人 (約4人に1人) が、望まないまま、求められた行為を実際に 行っている。
- ・求められた行為を断れなかった理由として、「断ってもしつこく要求され、とにかくこの状況を終わりにしたいと思ったから」「断ることができると思わなかったから」「撮影しても家族や友人・知人に知られることはないと言われたから/思ったから」が上位に挙がっている。

(4) 違法薬物等

令和5年11月、国内各地において、「危険ドラッグ」に相当する大麻類似の合成薬物「HHCH」が含まれた「大麻グミ」と呼ばれるグミを食べた人が搬送される事態が相次いだ。

厚生労働省では急きょ東京都・大阪府内の店舗に立入調査を実施し、製造会社に販売停止命令を出すとともに、11月22日に指定薬物としての指定を行い、国民に対し、「大麻グミ」と称するものを摂取しないよう注意喚起を行っている。

近年、違法な大麻成分を含むグミやクッキー、チョコなどの「食べる大麻」が SNS を通じて密売され、若者にとって、かつては売人に接触するのが困難だった 薬物等が手軽に購入できるようになっている実態がある。

5 今後の対応

(1) 現在の青少年を取り巻く環境

・青少年にとって知らない人とのやり取りも含めた SNS での情報交換やコミュニケーションはもはや日常的なものとして浸透しており、欠かせないものとなっている。

- ・一方で、青少年は未だ心身の発達途上であることから、情緒的にも認知的・判断力的にも、情報を取り扱うにあたって各ツールの特性や危険性を踏まえたリスクコントロールをするための十分な力はないと考えられる。
 - また、被害に遭った・遭いつつある際に、適切な機関等に相談することも困難 である。
- ・また、近年の SNS の急速な拡大に対する社会の対応が遅れがちな理由として、 アプリの流行や衰退が急激で、利用環境が急速に変化してしまう点が挙げられ る。保護者や教師もそうした情報についていくことが難しく、大人側において も、適切なメディア・リテラシー教育ができているとは言えない。

(2) 現行の取組

- ・小学1年生/中学1年生を対象としたチラシ(別添①)を作成し、県内の全小中学校に配付
- ・青少年のスマホ利用保護者啓発リーフレット(別添②)を作成し、中学校入学前の小学6年生を対象に、入学説明会等で使用していただけるよう、県内すべての中学校へ配付
- ・出前講座において、スマホや SNS の適切な利用について啓発

(3) 今後の取組

- ・青少年における SNS の利用実態を理解し、匿名の相手方も含めた SNS 上の交流 があることを前提とした上で、対策が必要。
- ・デジタルスキルを使いこなす反面、発達が未熟で危険回避能力が不足する青少年と、デジタル環境の変化に対応しきれず、子ども達に適切に指導することができない保護者(大人)の双方にメディア・リテラシーの啓発が必要である。
- ・急速に変化する青少年の SNS 等の利用状況や、それに伴う被害リスク等について継続して情報収集を行い、青少年が自分自身で身を守りながら適切に SNS 等を利用できる能力を身につけられるよう、また、大人がそうした青少年を適切に見守り、支えられるよう、総合的に啓発を行う。
- ・啓発にあたっては、実際に起きた事件や被害実態等をわかりやすく盛り込む等により、SNS 等の使い方によってはそれらの被害が他人事ではなく、誰にとっても身近な危険であることが伝わるよう工夫する。
- ・また、学校や教育委員会、県警、地域等と情報共有や連携を行い、インターネットや SNS に係るリテラシーを高めるとともに、闇バイトやモデル・アイドル 活動に乗じた被害事例等も含め、青少年自身が情報の危険性を察知し、自衛できるような効果的な発信を進めていく。